

長岡市花苗配布基準

長岡市が全市域を対象に実施する花苗配布事業については、次の基準に基づいて取り扱います。

1 花苗の配布対象団体

次に掲げる公共的空間に花苗を植え、これを継続的に管理する町内会、子供会、老人会その他団体に花苗を配布します。ただし、花苗の管理等に対して、業務として報酬を受け取る団体は対象外とします。

- (1) 公園、緑地及び街路並びにその法面（民有地を含む。）
- (2) コミュニティセンター、公民館及び公民館分館の敷地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益的な空間と一般的に認められる場所

2 配布花苗の種類及び数量

(1) 種類

長岡市が定めた種類から配布希望団体が選定します。

(2) 数量

配布希望団体の希望数量を受け、長岡市が決定します。

3 花苗の配布時期及び方法

長岡市が指定する時期及び方法により配布します。

4 花苗の管理

配布した花苗については、これを受けた団体が、責任を持って良好な管理を行うものとします。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用します。